

引上げ分の地方消費税収にかかる市町村交付金(社会保障財源化分)が  
 充てられるその他社会保障施策に要する経費について

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分) 84,523 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 860,139 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名	事業費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	町債	その他	引上げ分の 地方消費税交付金	その他
社会福祉						
障害者福祉費	231,734	159,485	10,500	1,505		60,244
老人福祉費	37,925			8,052		29,873
児童措置費	50,840	42,739				8,101
母子父子福祉費	4,044	1,172		2,500		372
小計	324,543	203,396	10,500	12,057	0	98,590
社会保険						
国民健康保険対策費	115,259	38,695			42,358	34,206
介護保険対策費	169,480	17,839				151,641
後期高齢者医療費	214,999	38,442		1,740	42,165	132,652
小計	499,738	94,976	0	1,740	84,523	318,499
保健衛生						
予防費	22,144	405				21,739
こどもセンター運営費	2,554	101		450		2,003
子ども医療費	10,576	1,174		9,400		2
健康づくり事業費	584			350		234
小計	35,858	1,680	0	10,200	0	23,978
合計	860,139	300,052	10,500	23,997	84,523	441,067

※ この資料は、地方消費税引上げ分を「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとする」旨が地方税法に明記されたことに伴う説明資料です。

※ 上記の金額は、令和4年度一般会計決算における事業費および財源。

※ (歳入)地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、地方消費税交付金のうち「社会保障財源化分」。

※ 各事業名は令和4年度当初予算書の「目」の名称。事業費は「目」のうち人件費および事務費を除いたもの。

※ 当町における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途は、国民健康保険特別会計繰出金(収支不足分)、後期高齢者医療会計繰出金に充当。